

**令和 7 年 度
那珂川市監査計画書**



那珂川市監査委員

令和 7 年度 那珂川市監査計画

令和 7 年度那珂川市監査計画について、那珂川市監査基準第 7 条の規定に基づき、次のとおり定める。

1 監査等の種類

- (1) 財務監査（地方自治法第 199 条第 1 項）（市監査基準第 2 条第 1 項第 1 号）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

- (2) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）（市監査基準第 2 条第 1 項第 2 号）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

- (3) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項・地方公営企業法第 30 条第 2 項）

（市監査基準第 2 条第 1 項第 4 号）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを審査する。

- (4) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）（市監査基準第 2 条第 1 項第 5 号）

会計管理者等の現金等の出納事務が正確に行われているかを検査する。

- (5) 基金運用審査（地方自治法第 241 条第 5 項）（市監査基準第 2 条第 1 項第 6 号）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査する。

- (6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及

び第 22 条第 1 項）（市監査基準第 2 条第 1 項第 7 号）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることを審査する。

2 各種監査等の対象実施及び時期

別紙「令和 7 年度監査等日程表」のとおり。

ただし、災害その他やむを得ない事由がある場合は、計画を変更するものとする。

3 その他

本計画に定める監査の他、監査を実施する必要が生じた場合は、その都度、別途協議のうえ実施するものとする。

令和7年度 監査等日程表

	例月 出納検査		財務監査（定期監査）			講評	決算審査等	備考
4月	24日	木						
5月	26日	月	14日	水	(総務部) 人事秘書課 行政経営課 (会計課) (議会事務局)	(総務部関係) 26日 13時10分		
			15日	木	(総務部) 総務課 行政委員会事務局 (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局)			
6月	25日	水					下水道事業会計 7月1日(火)～7月10日(木) のうち3日間	
7月	24日	木					一般・特別会計	
8月	25日	月					7月24日(木)～8月20日(水) のうち10日間	
9月	25日	木						
10月	27日	月	9日	木	(市民生活部) 税務課 収納課 安全安心課	(市民生活部) 27日 13時10分		
			10日	金	(市民生活部) 市民課 環境課 人権政策課			
11月	25日	火	11日	火	(健康福祉部) 生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課	(健康福祉部) 25日 13時10分		
			12日	水	(健康福祉部) 子育て支援課 こども応援課 健康課			
12月	25日	木						
1月	26日	月	14日	水	(教育部) 教育総務課 学校教育課 教育指導室	(教育部) 26日 13時10分		
			15日	木	(教育部) 社会教育課 文化財課 スポーツ課			
2月	25日	水	12日	木	(都市整備部) 建設課 都市計画課 下水道課	(都市整備部関係 及び地域振興部) 25日 13時10分		
			13日	金	(都市整備部) 農林課 (地域振興部) 地域戦略課 地域振興課 (農業委員会事務局)			
3月	25日	水						